

1. 補助事業における要件化について

（1）主な対象事業

- ◆ 地域型住宅グリーン化事業
- ◆ サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）
- ◆ LCCM住宅整備推進事業
- ◆ 住宅エコリフォーム推進事業
- ◆ 住宅・建築物省エネ改修推進事業
- ◆ 住宅・建築物耐震改修事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）
- ◆ 建築物耐震対策緊急促進事業（地域防災拠点建築物整備緊急促進事業） など

（2）令和5年度の取扱い

- 令和5年4月以降に事業採択又は事業（設計）に着手する場合、以下のいずれかを要件化
 - ◆ 構造計算による構造安全性の確認
 - ◆ 壁量等に関する基準（案）又は公布後の基準による構造安全性の確認
 - ◆ 耐震等級3への適合※

※一部民間事業者向け補助事業においては、建築主又は買主に対して一定の説明を行った上で同意を得た場合には耐震等級2への適合でも可とする。

（3）令和6年度以降の取扱い（案）

- 令和6年4月以降に事業採択又は事業（設計）に着手する場合、以下のいずれかの要件化※を予定
 - ◆ 構造計算による構造安全性の確認
 - ◆ 公布後の壁量等の基準による構造安全性の確認

※ただし床面積が300㎡超の場合は構造計算に限る。

2. 制度拡充について（R4年度補正予算～）

（1）ZEH改修において追加的な構造補強費用を補助対象化

（2）既に整備されたZEHについて、壁量等に関する基準（案）又は公布後の基準に基づく耐震改修を補助対象化